# 自由研削といしの取替等の業務特別教育 案内書

### 法律根拠

- 労働安全衛生法第59条の規定により、研削といしはその取扱いを誤ると作業中に「といし」が破壊され重大な災害につながる危険性がある為、特別教育を修了した者でなければ従事させることは出来ません。
- ・当協会では別添の年間予定表に基づいて愛媛県下の各地区で講習を開催していますので、この機会に受講頂きますようご案内いたします。

## 対象者等

#### 【特別教育を必要とする業務】

労働安全衛生規則第36条第1号

• 研削用といしの取替え又は取替え時の試運転の業務

#### 【自由研削用グラインダとは】

加工物を手で持って研削作業を行うか、または機械を保持し加工物を押し当てて研削作業を行う作業です。



### 受講資格

自由研削用といしの取付け方法及び試運転の方法について2時間 以上の実技教育を実施している事を、講習申込書に事業者証明印で証明されている事 が必要です。

## 受講科目•講習時間

学科講習: 自由研削用研削盤,自由研削用といし,取付け具等に関する知識(2H)、自由研削用といしの取付け方法及び試運転の方法に関する知識(1H)、関係法

令(1H)

### 受講料金 … 令和7年2月1日現在

- 般: 受講料 9,900円、テキスト代 1,320円、 合計 11,220円 会員: 受講料 6,600円、テキスト代 1,320円、 合計 7,920円

# その他

建設事業主等に対する人材開発支援助成金対象講習です。

<u>助成金の申請方法等は、愛媛</u>労働局助成金センターへ、<u>講習の内容等は</u>、愛媛労働基準協会へお問い合わせください。